

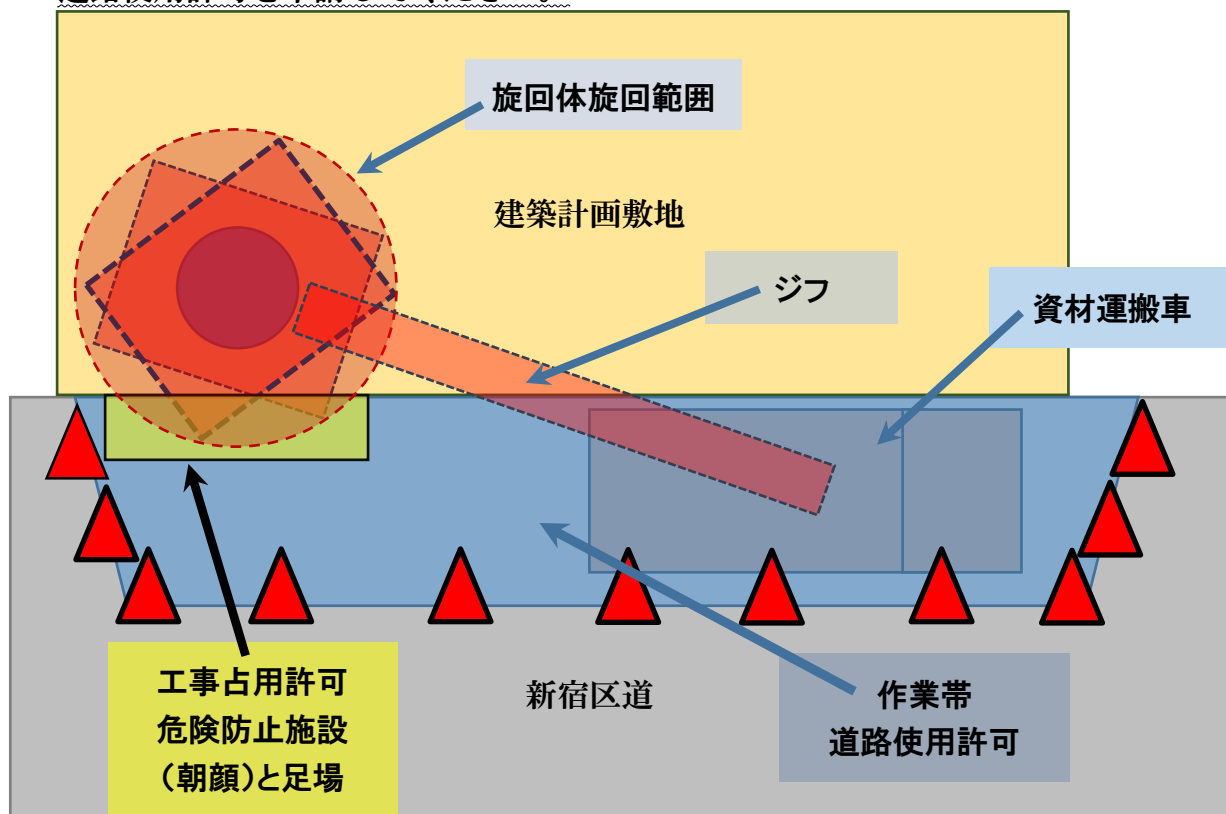
○敷地内へタワークレーンを設置し工事を行う業者の方へ

建築工事に伴いタワークレーンを設置する計画がある場合、マストの基礎及び旋回体が作業時に道路に出ない様に設置場所を計画してください。

また、止むを得ずタワークレーン作業時に旋回体が道路上空を旋回する場合は、旋回範囲下の道路を通行する車両や歩行者、道路を守るため、区道上空の旋回範囲へ危険防止施設（朝顔）の設置と必要に応じて朝顔設置に伴う足場の占用許可を取得してください。

※道路占用許可申請の方法については、新宿区ホームページ<道路占用許可申請書>・<○占用面積・期間の考え方>・<○足場・仮囲いの占用凡例>を参照してください。

なお、区道へ建築資材の運搬車両を待機させる場合、タワークレーンのジフ及びフックが区道上空を旋回する場合は、必要な範囲を作業帯として所轄警察へ道路使用許可を申請してください。



※足場の設置や作業に伴い道路を破損した場合は原型復旧が原則です。

道路課工事調整係に連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。

連絡先 道路課工事調整係 ☎03-5273-3579